

設計年月日 令和7年4月18日

業務区分	賃貸借	業務番号	中学校業務第8号	積算者	設計者
履行場所	熊本県菊池郡大津町大字大津地内				
幹線(枝線)名					
処理区分					
令和7年度 業務設計書					
業務名 大津町中学校教育用パソコン売主特定業務					
工期		着工期限			
		竣工期限	令和7年9月30日		
契約金額		受注者			
備考					

事業費総括表

名称	数量	単位	単価	金額	備考
物件価格	1	式			
消費税相当額					
総計					

事業費明細書

名称	数量	単位	単価	金額	備考
物品費	1	式			別紙明細1
設置・調整費	1	式			
物件価格					

別紙明細1

物品費

番号	名称	規格及び仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	クライアント(先生用)	"	2	台			
2	クライアント(生徒用) (リカバリディスク付)	"	2	台			
3	クライアント(生徒用)	"	80	台			
4	ディスプレイ	"	84	台			
5	サーバーアクセスライセンス	"	2	式			
6	Officeソフト	"	84	式			
合 計			1	式			

大津町中学校教育用パソコン売主特定業務に関する一般仕様書

- 1 業務番号
中学校業務第8号
- 2 業務名
大津町中学校教育用パソコン売主特定業務
- 3 目的
本年度から大津町がリースする「教育用パソコン一式」の提供業者及び物件価格を決定する。
- 4 調達物件
令和7年度大津町中学校教育用パソコン売主特定業務に関する調達仕様書及び大津町中学校教育用パソコン売主特定業務設計書のとおりとする。
- 5 納入期限
令和7年9月30日とする。
- 6 納品場所
大津町大字大津1270番地 大津町立大津中学校
大津町大字大津310番地 大津町立大津北中学校
- 7 物件の貸主
物件の貸主は、大津町と物件の提供業者の協議により作成された賃貸借契約の仕様書に基づき、大津町が行う入札で落札したリース会社とする。
- 8 賃貸借契約の締結
大津町は物件の引渡日までに、貸主とリース契約を締結するものとする。
- 9 約定
大津町と物件の提供者は本仕様書に基づき約定を結び、その証として全償却リース約定書を作成する。ただし、本仕様書「7 物件の貸主」がリース契約を締結しない時は、その効力を失うものとする。
- 10 その他
仕様書に明記されていない事項、または疑義のある事項については、大津町と物件の提供者及び必要に応じて物件の貸主が協議して決める。

大津町中学校教育用パソコン売主特定業務に関する仕様書

1 要旨

本仕様書は、大津町中学校教育用パソコン売主特定業務（以下、「本事業」と云う）について定めるものとする。本仕様書に記載のない事項についても、技術上又は機能上必要と認められたものについては、これを省略せず、必要な物は費用に含めること。なお、疑義及び仕様の不明点については本町担当者と打ち合わせを行うこと。

2 事業の概要

2-1 事業の内容、範囲

(1) 事業名

大津町中学校教育用パソコン売主特定業務

(2) 事業目的

現在、町内中学校で使用しているパソコン教室は、導入後7年目を迎え、通常の機器耐用年数や保守期限から考慮しても、システムの安定運用を行うために機器の更改が必要な状況である。当該システムの更改および各種ソフトウェアのバージョンアップを行うことで、教育の情報化について更なる推進を図ると共に、システムの安定運用を図る。

(3) 納入及び施工場所

名称	住所
大津中学校	大津町大字大津 1270
大津北中学校	大津町大字大津 310

(4) 納入期限

2025年9月30日

但し、納入期限前に納品が完了した場合は、2025年9月30日までの間は仮運用期間とする。

※2025年10月1日からリース開始予定

(5) リース期間

2025年10月1日 ～ 2030年9月30日（予定）

(6) リース約定書（案）

別紙のとおり

(7) 事業内容

本仕様書に基づく本事業の範囲は、概ね次のとおりとする。

- ① 機器及びソフトウェアの調達
- ② 調達機器の輸送、開梱、設置、設定及び接続
- ③ 調達機器の単体試験及び総合試験
- ④ 廃棄物処理
- ⑤ 作業完了報告書（完成図書）の作成、提出

(8) 機器設置について

設置完了後は必ず単体試験及び既存システムや周辺機器との接続試験を含めた総合試験を行い、不具合が生じた場合は原因究明まで調査し、対処することとする。

(9) 搬入、調整、システム設定

- ① 機器搬入の際は、学校運営に支障が出ないように行うこと。
- ② 搬入計画表を教育委員会、学校へ提出し事前に許可を得ること。
- ③ 梱包材等の廃材は納入業者の責任で ISO 手順にそって廃棄すること。

(10) ソフトウェアのインストール設定について

各ソフトウェア会社の指導のもと設定することとし、正常に動作させること。

2-2 一般共通事項

(1) 作業体制

受託者は本事業の内容を充分理解し、本事業を遂行するに十分な技術と経験を有する者を現場責任者としてすること。

各設備及び機器等の設置調整に関わった者が、引き渡しに先立ち、十分な操作及び保守指導研修を大津町立小中学校 ICT 支援員に行うと共に、運用開始後は大津町立小中学校 ICT 支援員と連携し、相談等に応じられる支援体制を確立すること。

各設備及び機器等について、異常時の緊急な回復措置方法及び支援体制を確立すること。

(2) 作業計画の策定

受託者は各種作業を行う際には、作業内容を記した作業計画書を作成し、作業の内容及び作業手順について本町と協議の上、承認を得てから作業を行うこと。

(3) 疑義の決定

本仕様書に明記されていない事項であっても、その性質上、本作業に必要と認められるものについては、本町担当者の指示に従うこと。

(4) 作業上の注意事項

作業に当たっては、細心の注意をもって行うと共に、特に指示する工程については、必ず、本町担当者の立会の上、作業すること。

配線に当たっては、適切な経路で、かつ保守性を考慮すること。

(5) 報告

受託者は、次の各事項について必要に応じ随時報告すること。

- ① 作業進捗報告会を定期的開催することとし、開催周期については別途協議の上、決定すること。
- ② 当該作業現場において作業が完了したときは、その旨を報告すること。

(6) 安全管理

受託者は安全面に配慮した作業を行うこと。

- ① 作業箇所は、常に整理整頓に努めること。
- ② 外来者の立ち入る箇所については、特に十分な安全対策を講じること。
- ③ 作業箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。

(7) 現場保全

本事業に関係のない場所、部屋等に無断で立ち入ること及び既設機器類に触れることを禁止する。ただし、やむを得ず立ち入る必要がある場合は、事前に作業責任者が申し出を行い、施設管理者の承諾を受けること。また、作業箇所の危険防止のため必要箇所には、安全策を設ける等安全対策に細心の注意を払うこと。

(8) 作業時間の協議

作業時間については、事前に本町と協議する事とし、特に騒音、振動等を伴う作業については、業務時間外又は指定日に行い、作業区画、防護対策等を行うこと。また、業務時間外で作業する場合は、予定時間、作業人数等を書面により行い、その承認を得ること。

(9) 軽微な変更

本事業の作業に際し、軽微な変更は、本町担当者の指示に従って行うこと。この場合において、金額の増減は行わない。

(10) 作業記録写真

作業期間中は、作業の施工状況等その作業を写真として記録し、写真帳に整理しておくこと。また、(11) 作業完了報告において施工写真として提出すること。

(11) 作業完了報告

作業の完了時は、その報告として作業完了報告書を作成し、提出すること。

なお、作業完了報告書には以下の資料を添付すること。

- ① 納品物一覧
- ② 施工写真
- ③ 拠点ごとの機器管理台帳

※機器種別、製品名、シリアルナンバー、ホスト名、IPアドレス等、運用管理に必要な情報をまとめること。

※提出する資料フォーマットについては、事前に本町担当者の承認を得ること。

2-3 技術的要件

- (1) 本事業にて導入する物品に関する性能、機能、技術などの要求要件（以下「技術的要件」と云う）は第3章に示すとおりとする。
- (2) 技術的要件は全て必須の要件であり、必要とする最低限の要求事項である。
- (3) 本事業で調達する機器は、本調達機器仕様にて示す仕様を満たす機器に厳密に則るものとし、適合確認の漏れ及び誤った解釈等がないように選定すること。
- (4) 原則として、入札等業者選定の時点で製品化されており、安定した稼働実績があるものを選定することとし、製品化されていないものを新たに調達して使用する場合は、仕様を満たす技術的証明を添付した書面を提出し、その承諾を得ること。
- (5) 原則として、入札等業者選定の時点で製造及び販売中の現行モデル製品であること。
- (6) 納入完了までに機器のファームウェア、ソフトウェアがバージョンアップされる場合は、必要に応じて最新の安定版を提供すること。
- (7) 導入する機器については、第三者による不正利用及び不正アクセスを防止するために必要なセキュリティ対策を講じること。
- (8) 導入する製品については、販売元による国内での保守サポート体制が整備されている国内メーカー製であること。
- (9) 本町が指定する技術的要件であることを証明する機能確認書を作成、提出し、その承認を得ること。
- (10) 承認を得た機器構成であっても、機器構成等に対して不備が見つかった場合は直ちに本町と協議の上、妥当な仕様・構成に変更すること。なお、変更によって発生する費用は受託者の負担とする。
- (11) 調達する機器及びソフトウェア等に係る著作権及び工業所有権については、発注者及び権利者に損害を与えることのないよう、受託者の責任において適切な処理を行うこと。
- (12) 機器の出荷前に、全ての機能が正常に動作することを確認するための検査を行い、動作不良が見られた場合は受託者の負担で正常な機器を納入できるよう適切な処置を講じること。また、検査結果については、詳細な報告を行うこと。
- (13) 導入する機能の実現に当たり、既設ネットワーク及び業務システム等の変更を行う必要がある場合には、本町と協議の上、作業を行うこと。

3 調達機器仕様（技術要件）

本事業で調達する機器及びソフトウェア等は、本項にて示す仕様を満たす機器に厳密に則るものとし、適合確認の漏れ及び誤った解釈等がないように選定すること。また、調達機器の仕様及び保守要件については「3-2 調達機器仕様・規格」に示す通りである。

3-1 調達機器概要

(1) 調達機器について

物 品	詳 細	数 量
(ア) クライアント（先生機）	各校1台	2
(イ) クライアント（生徒機）	各校1台 (リカバリメディア各校1枚を含む)	82
(ウ) ディスプレイ		84
(エ) サーバアクセスライセンス	(SiCSP 教育機関専用)Windows Server 2025 - 1 Device CAL	2
(オ) オフィスソフト	(SiCSP 教育機関専用)Office LTSC Standard 2024	84

(2) 学校毎調達機器設置について

学校名 物品	大津 中 学 校	大津北 中 学 校	合 計
(ア) クライアント（先生機）	1	1	2
(イ) クライアント（生徒機）	38	44	82
(ウ) ディスプレイ	39	45	84
(エ) サーバアクセスライセンス	0	2	2
(オ) オフィスソフト	39	45	84

※（エ）サーバアクセスライセンスについては、令和6年度に既存端末台数に合わせて調達しているため、端末数量変更が生じる数量のみ追加で調達する。

(3) 注意事項について

- ① （エ）（オ）の各ライセンスについては、アカデミックライセンスを選定すること。
- ② 詳細な設定内容についてはセキュリティ上の観点から受託者にのみ開示することとする

3-2 調達機器仕様・規格

(ア)クライアント（先生機）

以下にクライアント（先生機）の仕様及び機能を示す。

A) 基本仕様

- ① デスクトップ型パソコンであること
- ② 搭載する OS は Windows 11 Pro であること
- ③ ビジネスモデルであること。なお、メーカー最新モデルであること
- ④ メーカーパンフレットもしくはメーカーホームページで紹介されている通常販売モデルであること
- ⑤ 保守運用性を考慮し、国内メーカー製であること（複数メーカーの混在は不可とし、同一メーカー、同一機種とすること）

B) 機器仕様

- ① CPU は Core i5 以上を 1 個搭載していること
- ② メモリは 16GB 以上を搭載していること
- ③ ストレージは SSD 512GB 以上を搭載していること
- ④ スーパーマルチドライブを内蔵していること（外付けは不可）
- ⑤ 1000BASE-T に対応した LAN ポートを 1 ポート以上搭載していること
- ⑥ 無線 LAN (IEEE802.11ax 準拠) を搭載していること
- ⑦ HDMI ポートを 1 ポート搭載していること
- ⑧ VGA ポートを 1 ポート搭載していること
- ⑨ USB Type-C ポートを 1 ポート以上搭載していること
- ⑩ USB Type-A ポートを 9 ポート以上搭載していること（うち 5 ポートは USB3.2 ポートであること）
- ⑪ USB キーボードを装備していること
- ⑫ USB 光学式マウスを装備していること
- ⑬ 5 年間のメーカーによる訪問修理であること（引取修理は不可）
- ⑭ 各拠点にリカバリディスクを 1 セット準備すること
- ⑮ 省スペースでの運用を考慮し、本体サイズは 75mm×200mm×200mm (W×H×D) 以下とする

C) その他仕様

- ① 外観に異常がないか確認を行うこと
- ② パソコンの使用に必要な初期設定、環境設定を行うこと
- ③ (オ) オフィス製品 (Office LTSC Standard 2024) のセットアップを行うこと
- ④ ウイルス対策ソフトのセットアップを行うこと

(イ)クライアント（生徒機）

以下にクライアント（生徒機）の仕様及び機能を示す。

A) 基本仕様

- ① デスクトップ型パソコンであること
- ② 搭載する OS は Windows 11 Pro であること
- ③ ビジネスモデルであること。なお、メーカー最新モデルであること
- ④ メーカーパンフレットもしくはメーカーホームページで紹介されている通常販売モデルであること
- ⑤ 保守運用性を考慮し、国内メーカー製であること（複数メーカーの混在は不可とし、同一メーカー、同一機種とすること）

B) 機器仕様

- ① CPU は Core i3 以上を 1 個搭載していること
- ② メモリは 8GB 以上を搭載していること
- ③ ストレージはフラッシュメモリ 256GB 以上を搭載していること
- ④ DVD-ROM ドライブを内蔵していること（外付けは不可）
- ⑤ 1000BASE-T に対応した LAN ポートを 1 ポート以上搭載していること
- ⑥ 無線 LAN（IEEE802.11ax 準拠）を搭載していること
- ⑦ HDMI ポートを 1 ポート搭載していること
- ⑧ VGA ポートを 1 ポート搭載していること
- ⑨ USB Type-C ポートを 1 ポート以上搭載していること
- ⑩ USB Type-A ポートを 9 ポート以上搭載していること（うち 5 ポートは USB3.2 ポートであること）
- ⑪ USB キーボードを装備していること
- ⑫ USB 光学式マウスを装備していること
- ⑬ 5 年間のメーカーによる訪問修理であること（引取修理は不可）
- ⑭ 各拠点にリカバリディスクを 1 セット準備すること
- ⑮ 省スペースでの運用を考慮し、本体サイズは 75mm×200mm×200mm（W×H×D）以下とする

C) その他仕様

- ① 外観に異常がないか確認を行うこと
- ② パソコンの使用に必要な初期設定、環境設定を行うこと
- ③ （オ）オフィス製品（Office LTSC Standard 2024）のセットアップを行うこと
- ④ ウイルス対策ソフトのセットアップを行うこと

(ウ)ディスプレイ

以下にディスプレイの仕様及び機能を示す。

A) 基本仕様

- ① 液晶ディスプレイであること
- ② 筐体カラーは (ア) (イ) と同色系であること

B) 機器仕様

- ① 21.5 型ワイド以上 23 型ワイド以下であること
- ② 非光沢パネルであること
- ③ 解像度 1920×1080 以上であること
- ④ HDMI ポートを 1 ポート搭載していること
- ⑤ VGA ポートを 1 ポート搭載していること
- ⑥ スピーカーを内蔵していること
- ⑦ 5 年間のメーカー保証であること

C) その他仕様

- ① 外観に異常がないか確認を行うこと
- ② (ア) (イ) クライアントと接続すること

(エ)サーバアクセスライセンス

以下にサーバアクセスライセンスの仕様及び機能を示す。

A) 基本仕様

- ① 教育機関専用 Windows Server 2025 - 1 Device CAL を準備すること
- ② (ア) (イ) クライアントに対して不足が発生しない様に準備すること
- ③ ライセンスは大津町教育委員会名で申請を行うこと

(オ)オフィスソフト

以下に Office 統合ソフトの仕様及び機能を示す。

A) 基本仕様

- ① 教育機関専用 Office LTSC Standard 2024 を準備すること
- ② (ア) (イ) クライアントに対して不足が発生しない様に準備すること
- ③ ライセンスは大津町教育委員会名で申請を行うこと

4 作業仕様及び確認試験

(1) 既設ネットワーク及び機器設定変更作業

本事業を実施するにあたり、既設システム及びネットワーク機器の設定変更等を行う必要がある場合は、受託者の責任において必要な作業及び動作確認を行うこと。

(2) 新規導入機器設定作業

新規に導入する機器やシステムのセットアップ及び動作確認については、必要な作業を漏らさず実施すること。

なお、要求機能を実現するための方法（設定内容等）については、受託者の責任において詳細な設計作業を行い、協議の上、承認を得ること。

(3) 電源作業

機器の追加や、入替えに伴い電源が不足する場合は、最寄りの配電分電盤又は AC コンセントより給電するものとする。

なお、その際の配線については、適切にケーブルの養生処理を行うこと。

(4) 作業条件

- ① 本仕様書に該当する導入機器の搬入、据付、配線、設定、調整、動作確認作業等 全ての費用は、本契約に含むこと。
- ② 本事業で発生した機器の梱包材や、撤去したケーブルなどの廃材については、受託者の責任において適切に処理すること。
- ③ 本事業により既設ネットワークの接続変更や設定変更を行う必要がある場合は、適切な接続変更及び設定変更を実施すること。
- ④ ネットワークを完成させるために必要なケーブル、試験用機器等は受託者が用意すること。
- ⑤ 導入する全ての装置、既設ネットワークで変更を必要とする機器は、その機器のスペックが十分に発揮できる設定を行い、システム全体が機能することを確認してから引き渡しを行うこと。
- ⑥ 受託者は、作業日程と導入体制を本町と協議し、必要となる資料を作成の上、提示すること。また、定期的に進捗状況についても報告を行うこと。
- ⑦ 導入機器の調整・据付に際しては、ネットワーク運用停止期間を最小限にするなど、既設ネットワークへの支障が無いように配慮すること。特に、学校業務に影響を与える作業を行う場合は、本町と協議の上で休日・夜間の時間帯で作業を行うこと。なお、これらの作業を実施した場合には、翌日に現地での業務立会いを行うこと。
- ⑧ 設置する機器については、本町が指定する様式の管理ラベルを貼付すること。
- ⑨ 作業にあたり既存設備を破損した場合は速やかに報告し、受託者の負担において修理及び原型復旧すること。

- ⑩ 作業にあたり不具合が生じ、その原因が既設設備にあると思われる場合、受託者は現状と処理状況を書面にて報告し、指示に従うこと。
- ⑪ 既存の中学校 PC 教室用サーバとクライアントを正常に動作させること。構築にあたりサーバ等の設定変更が必要となる場合はサーバの構築会社へ問い合わせを行い、サーバ上で動作している各システムに支障をきたすことのないよう作業を行うこと。これらの作業に必要な費用は本業務に含むものとする。

(5) 動作試験について

(ア) 導入機器の単体試験作業

- ① 外観確認、数量確認、起動確認
- ② 機器の固有情報の確認（装置型名、製造番号、ファームウェアバージョンなどの情報）
- ③ 機器自己試験及び専用の試験プログラムがある場合には、その試験結果
- ④ 納入業者側で必要と判断する試験
- ⑤ その他、作業時本町から指定する単体試験

(イ) システム総合試験

- ① Ping 試験コマンドなどによる疎通試験
- ② クライアント・サーバ間の機能試験
- ③ その他、作業時に本町から指定する接続試験

(ウ) 完了検査

総合動作、機能、性能に関し立会試験を行う。検査項目及び日程は指定する期日までに計画案を提出し、協議の上決定する。

検査の結果、検査員が機能不十分であると判断する事項があれば、速やかに検査員の指示に従い機器の取り替え又は手直しを行うこと。この場合において、たとえ仕様確認書により承諾済みのものであっても、現場の状況により将来不都合を生じる恐れのあるものについては、検査員が軽易と認める場合前記と同様とする。

なお、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

5 作業完了報告書

作業の完了時は、その報告として作業完了報告書を作成し、提出すること。なお、作業完了報告書には以下の資料を添付すること。

- (1) 納品物一覧
- (2) 施工写真
- (3) 試験成績書
- (4) 保証書

※保証書は原本とデータ化（PDF）したものを学校毎に整理した状態で提出すること。

(5) 拠点ごとの機器管理台帳

※機器種別、製品名、シリアルナンバー、ホスト名、IP アドレス等、今後の運用管理に必要な情報をまとめること。

※提出する資料フォーマットについては、事前に本町担当者の承認を得ること。

6 産業廃棄物処理

本事業で発生した廃棄物及び廃材等は、受託者の責任において、関係法令に従い処理すること。

7 その他

(1) 疑義の決定

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上決定するものとする。また、その性質上、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において行うこと。

(2) 守秘義務

受託者は本事業実施にあたり、発注者の固有の情報を扱う、もしくは知り得た時は、その情報について他に漏らさぬよう守秘義務を厳守すること。

リース約定書（案）

大津町（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、発注者が行う「大津町中学校教育用パソコン」整備事業において導入する機器（以下「システム」という。）を下記条件によって賃貸借（リース）することに関し約定する。

記

1. 品名・数量及び仕様
別紙「大津町中学校教育用パソコン売主特定業務に関する仕様書」記載のとおり。

2. システム売買価格の総額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ _____）

3. システム引渡期限 令和7年9月30日（予定）

4. システム設置場所
別紙「大津町中学校教育用パソコン売主特定業務に関する仕様書」記載のとおり。

5. 貸主の決定
受注者との協議により発注者が作成した仕様書により、発注者が行う入札で落札したリース会社。

6. 貸主との賃貸借契約
貸主が決定したあと、上記システム引渡期限までに、発注者は貸主との賃貸借（リース）契約を締結する。なお、このリース約定書の効力は、発注者と貸主との賃貸借（リース）契約が成立しない場合はその効力を失うものとする。

7. 特記事項等の順守
受注者は、発注者が「大津町中学校教育用パソコン」整備事業の入札時の条件とした仕様について順守しなければならない。

本約定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地
大津町長 金田 英樹

受注者